

2007年10月24日

郵便局株式会社

郵便事業株式会社

内容証明等の郵便物に関する取扱いの誤りについて

このたびは、内容証明及び特別送達の郵便物について、法令に基づく郵便認証司による適正な認証事務が行われなかったという取扱いの誤りを多数発生させました。

このことについて、総務省から、早急にお客様に対し事実関係を説明の上、適切な善後策を講ずるよう命ぜられるとともに、その状況及び原因並びに再発防止策について報告するよう命ぜられました。

現在その状況を把握中でございますが、このことによりお客様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、可能な限りお客様のご意向に沿った取扱いを行ってまいります。

今後は、社員の研修を充実させ、このような事案を発生させないよう確実なサービスの提供に努めてまいります。

内容証明の郵便物に関する事務取扱いの主な誤り

- (1) 証明文の遺漏（郵便局長の名称を使っていた等）
- (2) 郵便認証司の印章の押印漏れ
- (3) 郵便局保管の謄本への郵便認証司の「署名又は記名・押印」の漏れ

特別送達の郵便物に関する事務取扱いの主な誤り

- (1) 郵便送達報告書への認証文等の記載漏れ
- (2) 郵便認証司の所属事業所の記載誤り（「郵便局」の文字の訂正漏れ）

【報道関係の方のお問い合わせ先】

郵便局株式会社
総務部 広報室（報道担当）
電話：(直通) 03-3504-4127
郵便事業株式会社
経営企画部門 渉外広報部
電話：(直通) 03-3504-9798

【お客さまのお問い合わせ先】

郵便局株式会社
業務部（業務企画担当）
電話：(直通) 03-3504-4325
郵便事業株式会社
ホレーション本部 ホレーション企画部（ホレーション企画担当）
電話：(直通) 03-3504-4803